

事務連絡  
令和5年11月16日

指定共同生活援助事業所 管理者 様

神戸市福祉局  
障害者支援課長  
監査指導部課長

### グループホームにおける食材料費の取扱い等について

平素より本市の障害福祉行政にご協力を賜りありがとうございます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームにおける食材料費については、別添のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されていますので、下記のとおり適正な取扱いがなされるようお願いいたします（別添の厚生労働省からの事務連絡もご確認くださいませようお願いします）。

なお、食材料費の不適正な徴収は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）における「経済的虐待」に該当する可能性がありますので、御留意ください。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて取扱いいただきますようお願いいたします。

### 記

- ・ 食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。
- ・ 食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

担 当  
神戸市福祉局  
障害者支援課 TEL 078-322-5231  
監査指導部 TEL 078-322-5232